

第 4 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提 出

大山崎町長 前川 光

専 決 処 分 書

令和6年度大山崎町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法
第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年8月15日

大山崎町長 前川 光

令和6年度大山崎町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度大山崎町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,101,807千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月15日 専 決

大山崎町長 前川 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,021,152	23,650	1,044,802
	2 国庫補助金	384,036	23,650	407,686
歳	入	合	計	
		7,078,157	23,650	7,101,807

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,863,907	23,650	2,887,557
	1 社会福祉費	1,400,043	23,650	1,423,693
歳	出	合	計	
		7,078,157	23,650	7,101,807

大山崎町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	1,021,152	23,650	1,044,802
歳入合計	7,078,157	23,650	7,101,807

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	2,863,907	23,650	2,887,557	23,650			
歳 出 合 計	7,078,157	23,650	7,101,807	23,650			

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	27,369	23,650	51,019	1 社会福祉費補助金	23,650	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時国庫交付金 23,650
計	384,036	23,650	407,686			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	0	23,650	23,650	23,650				19 扶助費	23,650	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（低所得世帯の子ども加算） 19 扶助費 3,250 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（低所得世帯の子ども加算） 3,250 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（新たに低所得世帯になる世帯） 19 扶助費 20,400 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（新たに低所得世帯になる世帯） 20,400
計	1,400,043	23,650	1,423,693	23,650						